越前市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年3月25日

越前市長 奈 良 俊 幸

越前市手数料条例の一部を改正する条例

越前市手数料条例(平成17年越前市条例第82号)の一部を次のように改正する。

別表第2優良住宅新築認定申請に関するものの部中「100平方メートル以下」を「新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下」に、「100平方メートルを」を「新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを」に、「500平方メートルを」を「新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを」に、「2,000平方メートルを」を「新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを」に、「10,000平方メートルを」を「新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを」を「新築住宅の床面積の合計が1

為に関	発	主として、自己の居住の用に供する	開発区域の面積が 0. 1 ヘクタール未満のとき。	1件	8,600円
するも	行為許可	住宅の建築の用に 供する目的で行う 開発行為の場合	開発区域の面積が 0. 1 ヘクタール以上 0. 3へ クタール未満のとき。	1件	22,000円
	申請手数	*	開発区域の面積が0.3 ヘクタール以上0.6へ クタール未満のとき。	1件	43,000円
	主として、住宅以	開発区域の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタ ール未満のとき。	1件	86,000円	
		主として、住宅以 外の建築物で自己	開発区域の面積が 0. 1 ヘクタール未満のとき。	1件	13,000円

	の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合		1件	30,000円
		開発区域の面積が0.3 ヘクタール以上0.6へ クタール未満のとき。	1件	65,000円
		開発区域の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタ ール未満のとき。	1件	120,000円
	上記以外の開発行 為の場合	開発区域の面積が 0. 1 ヘクタール未満のとき。	1件	86,000円
		開発区域の面積が 0. 1 ヘクタール以上 0. 3へ クタール未満のとき。	1件	130,000円
		開発区域の面積が0.3 ヘクタール以上0.6へ クタール未満のとき。	1件	190,000円
		開発区域の面積が 0.6 ヘクタール以上 1 ヘクタ ール未満のとき。	1件	260,000円
開為	発行為変更許可申請 等	手数料	1件	次の開発 (2) る。面す合前積小っ発に額解発計の場合の定場更面縮小の発売を合うのよいで、のの定場では域がでで、では、ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

			発区域への編入に 係る都市計画法第 30条第1項第1 号から第4号項第 に掲げる事項の入 を開発区域の で開発区域の ではな額 (3)(1)及び(2)以外 の変更 10,0 00円
用途地域の定められてる建築物の特例許可申記	ハない土地の区域内におけ 青手数料	1件	46,000円
予定建築物等以外の建築	1件	26,000円	
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		1 件	1,700円
	承認申請をする者が行お うとする開発行為が、上 記以外のものである場合	1件	17,000円
開発登録簿の写しの交付手数料			470円

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。